

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2025年6月9日付第868号

モスクワ

2022年12月7日付ロシア連邦政府決定第2240号の改正について

ロシア連邦政府は以下を **決定する**：

1. 2022年12月7日付ロシア連邦政府決定第2240号「ロシア連邦の経済的利益を阻害する措置を講じている国家および地域を原産地とする特定の物品に対する輸入関税率の承認について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 50、掲載番号8941；2024、No. 30、掲載番号4390；No. 51、掲載番号8047；2025、No. 1、掲載番号38）によって承認された、ロシア連邦の経済的利益を阻害する措置を講じている国家および地域を原産地とする特定の商品に対する、ユーラシア経済同盟統一関税率とは異なる、輸入関税率に加えられるここに添付する変更を承認する。
2. 本決定はそれが公布された日から7日が経過した時点で発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2025年6月9日付

ロシア連邦政府決定第868号により

承認

ロシア連邦の経済的利益を阻害する措置を講じている国家および地域を原産地とする特定の商品に対する、
ユーラシア経済同盟統一関税率とは異なる、輸入関税率に加えられる

変更

1. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード1902 19に分類される項目を、以下の版に変更する：

「1902 19 (1902 19 900 0 を除く)	加熱による調理、詰物をしていないまたはそ の他の調製をしていない、その他のパスタ	25、 ただし1 kg当たり 0.46ユーロ以上	すべての 非友好的国家 ²	2025年 12月31日まで、 同日を含む」。
------------------------------------	---	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

2. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード1902 19に分類される項目の後に、以下を内容とする項目を追加する：

「1902 19 900 0	その他のパスタ	25、 ただし1 kg当たり 0.46ユーロ以上 ⁴	すべての 非友好的国家 ²	2025年 12月31日まで、 同日を含む」。
----------------	---------	---	-----------------------------	-------------------------------

3. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード1905 31 990 0に分類される項目を、以下の版に変更する：

「1905 31 990 0	その他のスイートビスケット	35、 ただし1 kg当たり 0.21ユーロ以上 ⁴	すべての 非友好的国家 ²	2025年 12月31日まで、 同日を含む」。
----------------	---------------	---	-----------------------------	-------------------------------

4. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2202 99 110 0に分類される項目を、以下の版に変更する：

「2202 99 110 0	タンパク質含有量2.8重量%以上で、第0401 - 0404項の物品または第0401 - 0404項の物品か ら得られる脂肪を含有しない、大豆をもとと したその他の飲料	18、 ただし1 l当たり 0.06ユーロ以上 ⁴	すべての 非友好的国家 ²	2025年 12月31日まで、 同日を含む」。
----------------	---	--	-----------------------------	-------------------------------

5. ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード2202 99 180 0、2202 99 910 0、2202 99 950 0および
2202 99 990 0に分類される項目を、以下の版に変更する：

「2202 99 180 0	第0401 - 0404項の物品または第0401 - 0404項 の物品から得られる脂肪を含有しない、その 他の飲料	18、 ただし1 l当たり 0.38ユーロ以上 ⁴	すべての 非友好的国家 ²	2025年 12月31日まで、 同日を含む
2202 99 910 0	第0401 - 0404項の物品から得られる脂肪を0.2 重量%未満含有する、その他の飲料	19、 ただし1 l当たり 0.2ユーロ以上 ⁴	すべての 非友好的国家 ²	2025年 12月31日まで、 同日を含む

2202 99 950 0	第0401 - 0404項の物品から得られる脂肪を0.2重量%以上、2重量%未満含有する、その他の飲料	19、 ただし1ℓ当たり 0.74ユーロ以上 ⁴	すべての 非友好的国家 ²	2025年 12月31日まで、 同日を含む
2202 99 990 0	第0401 - 0404項の物品から得られる脂肪を2重量%以上含有する、その他の飲料	19、 ただし1ℓ当たり 0.73ユーロ以上 ⁴	すべての 非友好的国家 ²	2025年 12月31日まで、 同日を含む」。

6. 脚注4を以下の文言に変更する：

「⁴ 当該物品がユーラシア経済同盟の技術規則（関税同盟技術規則）の要件に適合することを証明する物品国家登録証明書が提出される場合の小児用、食餌療法用および食餌予防用食品を除く。」。